



株式会社エリアクエスト

平成12年	1月 6日	認証
平成22年	1月 6日	変更
平成24年	9月26日	変更
平成25年	2月 1日	変更
令和4年	9月27日	変更
令和8年	9月29日	変更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社エリアクエストと称し、英文では、
A r e a Q u e s t I n c . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. マーケティングリサーチの請負
2. 土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計
3. 各種情報データの管理及び提供等に関する業務
4. インターネットを利用した不動産情報の提供サービス
5. 不動産に関するコンサルティング
6. 経営コンサルティング
7. 不動産の売買、交換、貸借及びその仲介並びに所有、管理及び利用
8. 出版業
9. 広告業
10. 投資業
11. 投資事業組合財産の運用及び管理
12. 投資事業組合財産持分の募集及び販売並びにその取り扱い
13. 企業の営業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携及び合併に関する斡旋並びに仲介
14. 有価証券の取得及び保有
15. 建築工事業
16. 文書作成事務、経理事務、事務用機器・通信機器・コンピューター操作等の業務
処理請負業
17. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数・単元株式数)

- 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、86,480,000株とする。
2. 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

- 第 7 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

- 第 8 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

- 第 9 条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者及び議長)

- 第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(決議の方法)

- 第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第17条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、

議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

- 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

- 第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）

- 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

- 第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

- 第25条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

- 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

- 第27条 当社は取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を免除することができる。
2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、法令の定める限度まで、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第31条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をする。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受理されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第27回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上